

鳥取県告示第155号

平成6年鳥取県告示第571号（口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(1)～(9) 略 (10) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるものに限る。）	(1)～(9) 略 (10) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（ <u>株式会社ゆうちょ銀行を除き、</u> 外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるものに限る。）